

# 槌子町会会則

## 第1章 総則

### 【名称及び事務所】

第1条 本会は槌子町会と称し、事務所を町会長宅に置く。

### 【構成】

第2条 本会は槌子町会内の居住者を以って、構成する。

### 【目的】

第3条 本会は町民の福祉を増進し、町内の発展に寄与し、町民相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 組織

### 【役員】

第4条 本会に次の役員を置くことができる。

1. 町会長 1名
2. 副町会長 2名
3. 監事 2名
4. 財政部長 1名
5. 正副総務各1名
6. 総務委員 若干名

### 【役員の仕事】

第5条 町会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第6条 副町会長は町会長を補佐し町会長事故ある時はその職務を代行する。

第7条 監事は、会計事務を監査する。

第8条 財政部長は、会計事務を処理する。総務は、事業の総合企画、集会所の管理・備品管理・広報・記録・諸連絡及び役員会の議事進行にあたる。

第9条 総務委員は、事業の企画調整にあたる。

### 【役員を選出】

第10条 町会長、副町会長及び監事は総会で選出する。その他の役員は、町会長が指名し役員に委嘱する。役員は交通安全にも寄与する。

2 この会に相談役並びに顧問を置くことができる。

### 【役員の任期】

第11条 第10条の役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

### 【防災部・文化部】

第12条 本会に防災部を設置する。槌子町会自主防災会を運営する。

2 本会に文化部を設置する。町会の文化的活動全般を担い、各種展示、その他文化に関する事項を担う。

### 【専門部会の設置】

第13条 本会の目的達成のため、次の部を置くことができる。

1. 総務部 会務の総合企画、集会所の維持管理・広報・記録、区長もこれに属する。
2. 高齢者対策部 老人クラブに関する事。
3. 少年対策部 子ども会の育成に関する事。
4. 防火対策部 防火、防犯、防災に関する事。
5. 環境対策部 ゴミ減量推進、集積所管理等。
6. 女性対策部 町内の生活改善と保健衛生、女性活動に関する事。
7. 成年対策部 町会の事業に協力し、部会相互の教養の向上と親睦に関する事。
8. 青年対策部 町会の事業に協力し、部会相互の教養と親睦。

### 【区・班の設置】

第14条 本会の連絡その他の事項の、適正な実施を期するため、区・班 を設け、そ

- の区域は、役員会の決議を得て、町会長が定める。
- 第 15 条 区には区長を置き、役員任期とし、班には班長を置き、輪番制とし町会長が委嘱する。任期は1年とする。但し、共に再任を妨げない。

### 第 3 章 会 議

#### 【会 議】

- 第 16 条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、役員会、三役会、必要に応じて区会、班長会とする。
- 第 17 条 定時総会は、毎年4月に開催し、提案事項を総会出席者の過半数をもって決議する。
- 1.会務の一般報告 2.各部の事業報告 3.監査報告  
4.収支決算報告 5.予算審議 6.会則の改正  
7.役員改選 8.その他必要事項
- 第 18 条 臨時総会は、町会長が必要と認めた場合招集する。
- 第 19 条 三役会及び役員会、区会、班長会は、町会長が必要に応じて随時之を開く。

### 第 4 章 会 計

#### 【会 費】

- 第 20 条 本会の経費は、町会費、寄附金、補助金その他の収入を以て之に充てる。
- 第 21 条 町会費は役員会で定め、総会の承認を得るものとする。又特別な事情があると認めるものについては、役員会の決議を得て減免する事ができる。

#### 【会 計 年 度】

- 第 22 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

### 第 5 章 弔 慰 金

- 第 23 条 本会は、会員死亡の際は、香華料を贈る。

### 第 6 章 簿 冊

- 第 24 条 本会に次の簿冊を備える。
- 1.会則及び諸規定 2.町会名簿 3.会計簿 4.会議録  
5.その他必要な簿冊

### 第 7 章 表 彰

#### 【表 彰】

- 第 25 条 第4条並びに第10条に掲げる町会役員に、5年以上在籍した場合、若しくはそれと同等と町会長が認めた場合は、その退任時に於いて表彰する事ができる。

#### 附 則

この会則は昭和31年4月1日より施行する。

一部改正 昭和61年4月1日

一部改正 平成7年4月1日

一部改正 平成11年4月18日

一部改正 平成12年4月16日

一部改正 平成22年4月18日 専門部会に青年部新設等

一部改正 平成24年4月15日 自主防災部、文化部新設等

一部改正 平成26年4月6日 財政部長(会計削除)・総務委員(理事削除)  
・保健衛生部(削除)等